

環境総合計画策定に当たっての基本的な考え方 ~ 環境総合計画部会報告の概要 ~

平成21年5月に大阪府知事から環境審議会に「環境基本条例に基づく環境総合計画について」諮問があり、環境審議会環境総合計画部会で環境総合計画策定に当たっての基本的な考え方について検討（計6回）を行った結果は以下の通り。

基本となる視点

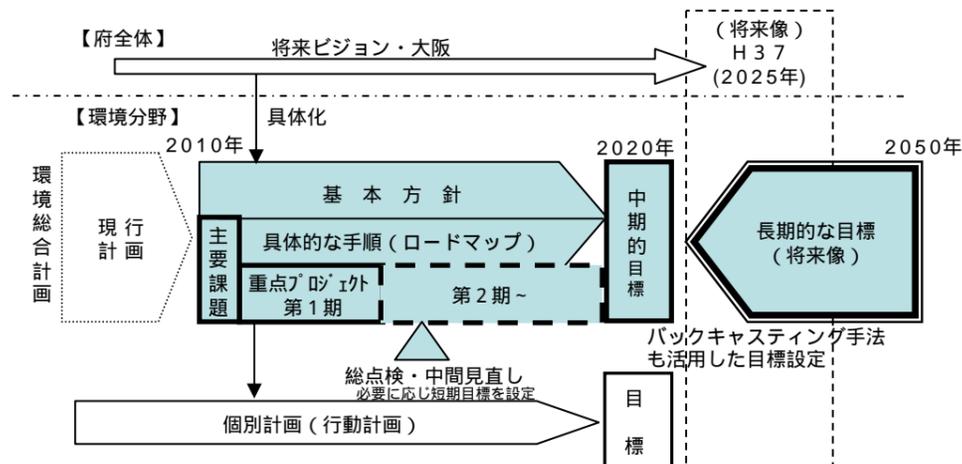
- 持続可能な経済社会システムの構築
 - ・一人ひとりの価値観が環境に配慮したものへと変革され、経済やまちづくり等のあらゆる分野に環境の視点が組み込まれていくことが不可欠。
- 地域発の取組みの推進
 - ・環境・エネルギー分野の産業や研究機関の集積など、大阪が持つ強みや個性を存分に活かして、環境の地域ブランド化を図ることが重要。
 - ・広域連携施策の推進、環境分野における地域主権の早期確立を図るべき。
- 府民が主役
 - ・地域社会の主役である府民とともに取り組むことが重要であり、府民による環境配慮活動が顕在化し、広がっていくための取組みの強化が必要。

目標のあり方

- 長期的な目標
 - ・目標年次は、既存の都市構造や産業構造が大きく転換している時期である2050年とすべき。
 - ・目指すべき将来像は、次を基本とするとともに、主要課題毎にも設定すべき。
持続可能で暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市
- 中期的・短期的な目標
 - ・中期的な目標年次は、計画期間の最終年次である2020年度とし、必要に応じて、より短期の目標年次も設定すべき。
 - ・アウトカム目標を設定し、その目標達成に向けてアウトプット目標を設定していくべき。
 - ・様々な主体の参加のためには、わかりやすい目標を設定することが重要。

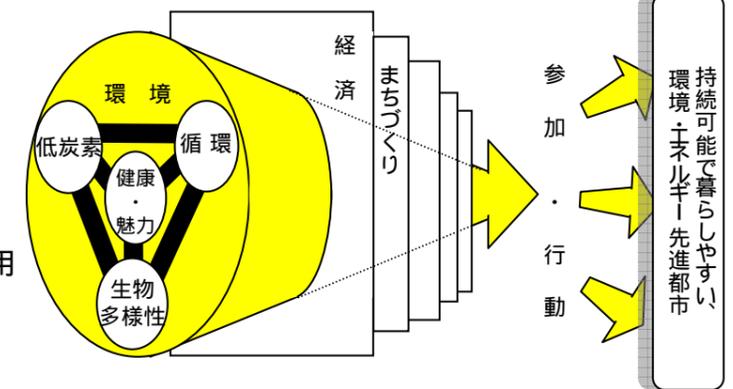
計画の枠組み

- 計画の位置づけ
 - ・「将来ビジョン・大阪」実現の道筋を具体化する。
- 計画の期間
 - ・2050年を見通しながら、2020（平成32）年度までの10年間とすべき。
- 計画の対象
 - 【対象地域】大阪湾を含む大阪府全域とすべき。
 - 【対象とする環境の範囲】環境基本法に加え、文化と伝統の香り高い環境なども含む環境基本条例に掲げる範囲とすべき。
- 計画の構成
 - ・中長期的な目標を設定し、その実現に向けた基本方針を掲げるべき。
 - ・特に取組みを強化すべき課題（主要課題）については、目標実現に向けたロードマップ及び重点プロジェクトを提示すべき。



施策展開のあり方

- ・環境の視点（低炭素、循環、生物多様性及び健康・魅力）を、経済、まちづくり等の側面に組み入れ、あらゆる主体の参加・行動を促していくべき。
- 参加・行動
 - ・情報発信力の強化、環境コミュニケーションの促進、環境教育の推進、環境配慮行動への動機付け
- 4つの基本方向
 - 【低炭素】二酸化炭素の排出削減、熱負荷の削減
 - 【循環】廃棄物の減量、物質循環の徹底
 - 【生物多様性】生物多様性の保全・向上と持続可能な利用
 - 【健康・魅力】健康的で魅力あふれる環境の創出
- 共通的事項
 - ・地域主権・広域連携、環境ビジネスの推進、費用対効果の検証



計画の効果的な推進

- ・PDCAサイクルによる進行管理・点検評価システムは計画の効果的推進に不可欠であり、現行システムは継承していくべき。
- ・今後の課題として、府民参加型システムの構築、環境審議会における進行管理及び点検評価の一層の充実等がある。